

京都市立義務教育学校条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成30年3月20日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

#### 京都市教育委員会規則第4号

京都市立義務教育学校条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
(防火管理者の設置に関する規則の一部改正)

第1条 防火管理者の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 小中学校（京都市立義務教育学校条例により設置する義務教育学校をいう。以下同じ。）

第3条第1項第1号中「中学校」の右に「，小中学校」を加える。

(京都市立小学校，中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市立小学校，中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則を次のように改正する。

題名中「中学校」の右に「，小中学校」を加える。

目次中「第1条」を「第1条・第1条の2」に改める。

第1条中「中学校」の右に「，小中学校」を加える

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規則において「小中学校」とは、京都市立義務教育学校条例により設置する義務教育学校をいう。

第3条第1項の表中中学校の項を次のように改める。

中 学 校	4月1日から4月5日まで	7月21日から8月31日まで	12月24日から翌年1月6日	3月21日から3月31日まで
-------	--------------	----------------	----------------	----------------

		の間で校長が定める日	までの間で校長が定める日	
小 中 学 校	小学校又は中学校に準じて校長が定める日	小学校又は中学校に準じて校長が定める日	小学校又は中学校に準じて校長が定める日	小学校又は中学校に準じて校長が定める日

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、小学校又は中学校に係る基準をもって、それぞれ小中学校の前期課程又は後期課程に係る基準とする。

第10条の2第1項中「第49条前段」の右に「又は第49条の8前段」を加える。

第19条の2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の司書教諭の設置及び学級数の算定は、小中学校にあつては、前期課程及び後期課程ごとに行うものとする。

別表第1中学校の項中「中学校」の右に「及び小中学校」を加える。

(京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第3条 京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の右に「，小中学校」を加える。

(京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「京都市立小学校の」を削る。

(京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部改正)

第5条 京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を次のように改正する。

別表中

「

花背小学校職員住宅第1棟	花背小学校長
花背小学校職員住宅第2棟	
花背小学校職員住宅第3棟	
花背小学校職員住宅第4棟	

花背小学校職員住宅第5棟	
花背中学校職員住宅第1棟	花背中学校長
花背中学校職員住宅第2棟	

を

「

花背小中学校職員住宅第1棟	花背小中学校長
花背小中学校職員住宅第2棟	
花背小中学校職員住宅第3棟	
花背小中学校職員住宅第4棟	
花背小中学校職員住宅第5棟	
花背小中学校職員住宅第6棟	
花背小中学校職員住宅第7棟	

に、

「

宕陰小学校職員住宅第1棟	宕陰小学校長
宕陰小学校職員住宅第2棟	
宕陰小学校職員住宅第3棟	
宕陰小学校職員住宅第4棟	

を

「

宕陰小中学校職員住宅第1棟	宕陰小中学校長
宕陰小中学校職員住宅第2棟	
宕陰小中学校職員住宅第3棟	
宕陰小中学校職員住宅第4棟	

に改める。

(京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の一部改正)

第6条 京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表法別表第1 27の項に規定する事務の項中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)